

令和 6 年度

(単位：円)

札幌市水道局

令和 6 年度

(単位：円)

札幌市水道局

業者特定理由書

下記の理由により見積業者を特定することといたしたい。

記

- 1 件 名 手稲区前田地区ほか減圧弁点検整備業務その1 No.8-6453
- 2 業 者 名 札幌水材 株式会社
- 3 特定理由 当該業務は、配水区域内での適正水圧の提供を目的とし設置した減圧弁の不具合に対し、適正に作動するよう点検・整備を行うものである。また、減圧弁が故障した際は、お客様への給水に重大な影響を及ぼす恐れがあるため、不具合が判明した場合は、速やかに分解整備（修理）を行わなければならない。緊急を要する点検に必要な交換部品を常に確保し迅速に対応することが求められる。
これらの減圧弁については、各製造業者独自の仕様となっているため、分解整備にあたっては、製造業者（製造業者から業務移管を受けた保守業者を含む）による高度な技術が必要で、交換部品も製造業者以外は保有していないことから、製造業者が点検・整備を行うことで継続した機能補償が担保される。
以上のことから、当該業務の確実な履行や緊急性に対応できるのは、製品の構造を熟知している製造業者しかいないことから、上記業者を特定する。
- 4 根拠規定 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当すると判断されるため。

入札（見積）結果調書

令和 6 年度

契 約 番 号	第61－21－00210号		
件 名	令和6年度水道幹線工事に伴う交通規制広報業務		
入札(見積)年月日	令和 6年 6月 19日 午前 9時 30分		
入札(見積)場所	水道局総務部総務課入札室		
落札(決定)金額	1,287,000 円	主 管 課	61 計画課
	入札(見積)価格に 10 %に相当する額を加算した金額が法律上の落札(決定)金額である。	最低制限価格	
工 種 (業 種)	290 その他		円
落札(決定)業者	60000012240 (一財) 北海道交通安全協会		

入 札 (見 積) 経 過 (単位：円)

指 名 (見 積) 業 者 名	入 札 (見 積) 金 額						価 格 交 渉 金 額
	第 1 回	最 低 金 額	第 2 回	最 低 金 額	第 3 回	最 低 金 額	
(一財) 北海道交通安全協会		1,170,000					決定
(備 考)							


a 0 6 6 1 2 1 0 0 2 1 0 a

業 者 特 定 理 由 書

下記の理由により、見積業者を特定することといたしたい。

記

1. 件 名

令和6年度水道幹線工事に伴う交通規制広報業務

2. 業 者 名

一般財団法人北海道交通安全協会（北海道交通安全活動推進センター）

3. 業務の内容

令和6年度施工予定の水道幹線工事を円滑に施工するための広報企画、及び広報活動

4. 特定理由

本業務は、本局が行う水道幹線工事に伴う交通規制や迂回路等を設定するとともに、工事に関連する事業者（運送事業者等）等に事前周知を行い、工事区間における安全かつ円滑な通行を確保することを目的としたものである。

当該業務の履行にあたっては、

- ① 交通規制及び迂回路の設定に際し、専門的知識と経験を有していること。
- ② 北海道警察本部及び所轄警察署との協議・調整を図ることができること。
- ③ 交通規制の周知を必要とする交通・運送事業者等及びその関係機関、団体等を把握していること。
- ④ 広報活動における実績を有していること。

以上の条件を満たしていることが不可欠である。

上記団体は、道路交通法第108条の31に定めるところにより、道路交通の安全確保を目的に、交通規制に関する広報活動を行う機関として、道内で唯一、公安委員会より指定された法人であり、上記条件をすべて満たす業者は当団体以外にはない。

5. 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

令和 6 年度

(単位：円)

札幌市水道局

業者特定理由書

下記の理由により見積業者を特定することといたしたい。

記

- 1 件 名 西区発寒地区ほか減圧弁点検整備業務その4 No.8-6452
- 2 業 者 名 みずほ機工 株式会社
- 3 特定理由 当該業務は、配水区域内での適正水圧の提供を目的とし設置した減圧弁の不具合に対し、適正に作動するよう点検・整備を行うものである。また、減圧弁が故障した際は、お客様への給水に重大な影響を及ぼす恐れがあるため、不具合が判明した場合は、速やかに分解整備（修理）を行わなければならない、緊急を要する点検に必要な交換部品を常に確保し迅速に対応することが求められる。
これらの減圧弁については、各製造業者独自の仕様となっているため、分解整備にあたっては、製造業者（製造業者から業務移管を受けた保守業者を含む）による高度な技術が必要で、交換部品も製造業者以外は保有していないことから、製造業者が点検・整備を行うことで継続した機能補償が担保される。
以上のことから、当該業務の確実な履行や緊急性に対応できるのは、製品の構造を熟知している製造業者しかいないことから、上記業者を特定する。
- 4 根拠規定 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当すると判断されるため。